

社会福祉法人共働福祉会
福祉・介護職員等に対する処遇改善手当の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共働福祉会（以下「法人」という。）給与規程第1条に定める給料とは別に、厚生労働省が平成24年度から創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下「処遇改善加算制度」という。）に基づき、法人の介護職員に対し支給する福祉・介護職員処遇改善手当（以下「処遇改善手当」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員又は有期契約職員の別を問わず、法人の定める処遇改善加算制度の対象職員に対し、処遇改善手当を支給する。

(支給額)

第3条 処遇改善手当の支給額は、処遇改善加算制度による加算見込み額から法定福利費増分を差し引いて算出した額の範囲内において理事長が定める。
なお、支給に関する根拠、金額などについては、別表を設けて法人内職員に周知するとともに、ホームページにおいて公表することとする。

(支給日)

第4条 処遇改善手当の支給は、定められた給与支給日または賞与支給日に合わせて支給する。ただし、当日が休日の場合は、その前日に支給する。

(在籍の限定)

第5条 処遇改善手当は、給与支給対象期間または賞与支給日に在籍していない者については支給しない。

(その他)

第6条 この規定は、処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

2 ほか、この規程に定めのない事項については理事長が別に定める。

附 則

1. この制度は令和4年4月1日から施行する
2. 令和6年7月6日 一部改正施行